

○藤岡市クビアカツヤカミキリ防除用品配付要綱

令和3年10月11日

告示第101号

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる樹木への被害拡散を防止するため、防除用品を被害樹木が存在する土地の所有者又は管理者に配付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防除用品 クビアカツヤカミキリの駆除及び被害拡散防止のために必要な登録薬剤等(国が登録又は適用拡大した薬剤をいう。以下同じ。)及び防虫ネットをいう。
- (2) 被害樹木 クビアカツヤカミキリの被害を受けている市内の樹木(果樹園にあるものを除く。)をいう。

(対象者)

第3条 防除用品の配付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 被害樹木が存在する土地の所有者又は管理者
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(申請)

第4条 防除用品の配付を受けようとする者は、クビアカツヤカミキリ防除用品配付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 被害樹木の状況が分かる写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

(防除用品の配付)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、配付が適切と認めるときは、防除用品を無償で配付するものとする。

2 配付する防除用品の数量は、申請のあった被害樹木の状態に応じて市長が決定するものとする。

(責務)

第6条 前条の規定により防除用品の配付を受けた者(以下「使用者」という。)は、この要綱の趣旨に沿って、これらを適正に使用しなければならない。

2 使用者は、防除用品を使用するに当たっては、被害樹木に付着するフラス(木くずとクビアカツヤカミキリの糞が混ざったもの)を除去しなければならない。

(使用報告等)

第7条 使用者は、防除用品が配付されてから30日を経過する日又は配付があった日の属する年度の3月23日のいずれか早い日までに、クビアカツヤカミキリ防除用品使用報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、この日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は12月29日から翌年1月3日までの日(以下この条において「休日等」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日とする。

(1) 防除用品を使用した後の被害樹木の状況が分かる写真

(2) その他市長が必要と認める書類

(行為の禁止)

第8条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 配付を受けた防除用品を第三者に転貸し、又は譲渡すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が禁止する行為をすること。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

クビアカツヤカミキリ防除用品配付申請書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

藤岡市クビアカツヤカミキリ防除用品配付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

被害樹木	サクラ・ウメ・モモ・その他（ ）	
被害樹木の 本 数	本	
実施場所 （地番）		
配付希望数	登録薬剤等	防虫ネット
備 考		

※添付書類：被害樹木の状況が分かる写真、実施場所が明示された地図等

受
付
印

様式第2号（第7条関係）

クビアカツヤカミキリ防除用品使用報告書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

年 月 日付けで配付申請した防除用品について、次のとおり使用しましたので、藤岡市クビアカツヤカミキリ防除用品配付要綱第7条の規定により報告します。

被害樹木の 本 数	本	
実 施 場 所 (地 番)		
使 用 数	登録薬剤等	防虫ネット
備 考		
※添付書類：防除用品を使用した後の被害樹木の状況が分かる写真		受付印

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第7条関係)